

報告第16号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年8月19日提出

澁川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年5月29日午前9時40分ごろ、渋川市渋川1304番地先主要地方道渋川松井田線において、市民環境部環境政策課職員が運転するじん芥収集車（群馬800せ8256）が後退した際、車両後部が渋川市行幸田351番地1渋川警察署長小林弘行氏が管理する交通規制標識の支柱に接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月6日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 渋川市行幸田351番地1 渋川警察署長 小林弘行

- (1) 甲は乙に対し、交通規制標識修理費178,200円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

178,200円